

国鉄1047名解雇撤回!

JR復帰、団交開催を求める
東京地裁宛 署名運動に
ご協力お願いします



署名用紙は
こちらから



国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動（国鉄闘争全国運動）

〒260-0017 千葉市中央区要町2-8 DC会館

電話 043-222-7207 FAX 043-224-7197

<https://www.doro-chiba.org/z-undou/z.htm>

国家的不当労働行為の真実は暴かれた 東京地裁は解雇撤回・JR復帰の判決を

不当解雇の責任はJRにある

30年を超える国鉄1047名解雇撤回の闘いは、ついに国家的不当労働行為の真実を完全に暴き出しました。JR不採用とした基準そのものが不当労働行為だったと最高裁で認めさせ、その基準の策定を斎藤英四郎JR設立委員長が指示し、設立委員会として正式に決定していたことも突き止めたのです。国鉄改革法23条5項では、「設立委員会が行った行為はJRの行為」と規定されています。

「JRに責任なし」とした最高裁判決でも、「設立委員自身が不当労働行為を行った場合は別として」とされています。これまでの最高裁判決の前提は覆り、国鉄分割・民営化による不当解雇の責任がJRにあることが誰の目にも明らかになったのです。

労働委員会は審理を拒否

動労総連合は、この暴き出した真実をもって、労働委員会に解雇撤回・原職復帰と団体交渉開催を求める救済申立を行いました。

しかし、2020年3月18日、驚くべきことに中労委は一回の調査さえ行わず、一切の連絡さえなく、突然に却下・棄却の命令を送りつけてきました。労働者の団結権擁護を使命とする労働委員会が、調査も開かず、労働者側の言い分を聞こうとさえしないというのです。労働委員会としての使命を放棄する、絶対に許せない暴挙です。

動労総連合・中央労働委員会命令取消行政訴訟 東京地裁宛署名
最高裁判決に基づき解雇撤回・JR復帰、団交開催の判決を求める署名

動労総連合は国鉄1047名解雇撤回をきつめ闘い続けています。国鉄からJRへの移行に際して決定された、国鉄分割・民営化に反対する組合員を排除する基準が、不当労働行為であると最高裁で確定しました。しかし、JRは解雇を撤回せず、団体交渉にも応じようとしません。労働委員会に申し立てたところ、中労委は事案解決に向けた調査すら拒否して却下・棄却の命令を出しました。労働者の団結権擁護という労働委員会が使命を放棄する暴挙です。不当労働行為に対しては、解雇撤回・JR復帰が当然の結論です。中労委命令を取り消し、解雇撤回・JR復帰の判決を出すよう強く求めます。

(署名の送り先および問い合わせ先)
国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国協議会/国鉄改革闘争労働者連合
〒260-0017
千葉県市川区野町2-8D C会館
電話 043-(224)7207
FAX 043-(224)7197
メール dorochiba@dotro-chiba.org
第1次集約日：2020年12月25日

お名前	ご住所

署名運動・裁判闘争へご協力を

中労委の不当命令に対して、動労総連合は2020年7月22日、中労委命令取消と解雇撤回・JR復帰、団体交渉開催を求める裁判を東京地裁に申し立てました。そして、東京地裁に対して、解雇撤回・JR復帰、団交開催判決を求める署名運動を開始しました。

コロナ感染症拡大は、新自由主義・民営化がどれほど社会を崩壊させてきたのかを明らかにしました。国鉄分割・民営化はこの攻撃の出発をなす戦後最大の労働運動解体攻撃でした。だからこそ、この闘いには労働者の権利と未来がかかっています。また、中労委の暴挙を許すわけにはいきません。

私たちは、突き止めた真実を社会的に明らかにして、解雇撤回まで闘う決意です。国鉄1047名解雇撤回をかちとるために、労働委員会の反動化攻撃を許さないために、署名運動へのご協力をぜひお願いいたします。